



sumo logic®

## SumoLogic クラウド型ログ管理・セキュリティ監視システム利用規程

この SumoLogic クラウド型ログ管理・セキュリティ監視システム利用規程（以下「本規程」といいます）は、お客様が、SumoLogic, Inc（以下「SumoLogic」といいます）がペンティオ株式会社（以下「当社」といいます）を通じて提供するクラウド型ログ管理・セキュリティ監視システム（以下「本システム」といいます）を活用したクラウド型サービスを利用することに関して、お客様と当社との間の契約条件を定めるものです。本システムの利用に関してのお客様と SumoLogic との間の契約条件は、SumoLogic のウェブサイト（ <https://www.sumologic.jp/terms-conditions/> ）に掲載されている Terms of Use（以下「SumoLogic 利用規約」）に従います。SumoLogic 利用規約の規定のうち本規程と矛盾しないものについては、SumoLogic を当社と読み替えて、お客様と当社との関係においても適用されるものとします。

なお、お客様は日本法人であることを前提とし、その正式名称は注文書に記載のとおりとします。お客様が日本法人でない場合は、当社を通じて本システムを提供することはできませんので、お客様の設立準拠法地の SumoLogic のリセラーにお問い合わせください。

### 第 1 条（本規程の適用）

本規程は、お客様が必要の都度当社に発注し、当社が受注して提供する本システムの使用許諾に関する基本事項および共通事項について定めます。また、本システムの具体的な発注手続きに関しても、本規程記載のとおりとします。

2. お客様が、本システムの無料トライアルに登録される場合には、本規程はその無料トライアルにも適用されることとします。
3. 当社は適宜本規程を変更することができます。なお当該変更を実施した場合、当社の指定するウェブサイト上にて変更後の本規程を通知することとし、お客様が本規程変更内容の発行日以降も継続して本システムを使用される場合、お客様は当該変更内容に同意したものとみなします。

### 第 2 条（無料トライアル）

お客様が当社のウェブサイトですべての無料トライアルに登録した場合、当社はお客様に本システムを無料のトライアルベースでご提供することとし、当該トライアル期間は、登録から 30 日経過時点またはお客様が本システムを有料で使用開始した日のいずれか早く到来する日まで継続します。

2. お客様が、無料トライアル期間中にお客様が実施し、またはお客様のために実施された本サービスのすべてのカスタマイゼーションはお客様がトライアル期間の終了前に、当該トライアルの対象であるものと同じか、もしくはアップグレードされた本サービスのサブスクリプションを購入するか、または当該データをエクスポートしない限り、回復不能な方法により消去されることがあります。これに伴い、カスタマイゼーションに含まれる各ウェブサービスへのログイン方法（ID、パスワード等）も消去されることがあります。
3. お客様は、無料トライアル終了後に各ウェブサービスにアクセス不能とならないために、各ウェブサービスへの ID およびパスワード等の情報すべてのバックアップをお客様の責任において取っておくこととします。
4. 無料トライアル期間中は、本システムについて何らの保証もなされません。
5. 無料トライアル登録内容に虚偽または不備があり、当社から連絡がとれない場合、無料トライアル期間内でも利用停止となることがあります。



### 第3条（商品特記事項）

お客様は、当社が別途提示し、発注書に定める本システムごとの特記事項（以下「特記事項」といいます）に同意いただくことを前提に、本システムの利用をお申し込みいただけます。

### 第4条（お申し込み）

本システムの利用にあたり、お客様は注文書に登録事項を記載して申し込みます。またお客様は、登録事項に変更が生じた場合、直ちに当社に書面にて通知することとします。当社は、かかる届出が遅れたことによって生じた損害、損失、不利益について責任を負いません。

2. 当社は、利用の登録事項が事実と異なる場合や申請内容に不備がある場合は、利用の申込みを断ることができます。ただし申込み後、5営業日以内に当社所定の書式にて断りの通知をしない場合、本規程に従った本システムの利用に関する契約が成立したとみなします。

### 第5条（窓口責任者）

お客様は、本システムの利用の窓口責任者をあらかじめ指定し、注文書に記載することとします。本システムの利用（ただし、システムに関する事項を除く）に関する当社との連絡・確認等は、原則として窓口責任者を通じて行います。

2. お客様は、窓口責任者に変更が生じた場合、当社に対し速やかに通知をすることとします。

### 第6条（システム管理者）

お客様は、本システム利用のうち、システムに関する事項の当社との連絡・確認等を行うシステム管理者をあらかじめ定め、注文書または当社が指定するフォームに記載することとします。

2. お客様は、システム管理者に変更が生じた場合、当社に対し速やかに通知をすることとします。

### 第7条（利用 ID およびパスワードの発行）

本規程後、お客様は当社の指示に従い、本システムの利用 ID およびパスワードを自ら取得することとします。

お客様は自己の責任において当該利用 ID およびパスワードの使用・管理を行うこととし、当該利用 ID およびパスワードを第三者に利用、貸与、譲渡、売買、質入、公開等をすることはできません。

2. 利用 ID およびパスワードの管理不十分による情報の漏洩、使用上の過誤、保管不全、第三者の使用および不正アクセス等による損害の責任はお客様が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。なお、万が一当該問題が発生した場合、お客様は当社に直ちに書面にて通知をしなければなりません。

### 第8条（機密保持）

本規程において機密情報とは、本システムの提供または利用に関連して開示者から被開示者に対して「機密」「Confidential」等と機密である旨を明示のうえ開示された情報または状況から通常開示者の機密情報であると考えられる情報をいいます。ただし、以下の各号に記載のものは機密情報として取り扱いません。

- ① 提供または開示を受けた際に公知となっており、若しくは被開示者において適法に所有していた情報
- ② 提供または開示を受けた後に、被開示者の責によることなく公知となった情報



- ③ 提供または開示を受けた後に、被開示者が第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手、若しくは機密情報に依存することなく独自に開発・取得した情報
2. お客様および当社は、機密情報を本システムの提供または利用の目的以外の目的に使用しないこととします。
  3. お客様および当社は、相手方の文書、資料などの取り扱いに注意し、機密情報の漏洩防止に努めることとします。
  4. 本システムの利用に関する契約が終了した場合またはそれ以前に開示者が要求した場合、被開示者は自己の所有または管理下にある開示者の機密情報の全てを、開示者の指示に従い返還または破棄することとします。

#### 第9条（当社の義務）

当社は、本システムの利用に関するお客様の技術的サポートを、以下のとおり提供します。但し、当社の提供する技術的サポートにより、本システムに関するすべての不具合やお客様の疑問が解消することを保証するものではありません。

サポート受付 : 月～金 10:00 ～ 16:00 (年末年始、祝祭日、その他当社が指定する日を除く)  
問い合わせ先 : 電話 03-5925-8850 または、sumologic-support@pentio.com

#### 第10条（責任制限）

当社は、本規程に規定する条件を除き、本システムに関するサービス、技術、ソフトウェア、機能、コンテンツ、画像、資料、情報等に関し、明示または黙示を問わず、如何なる種類の表明も保証も行いません。

2. 当社は、本システムの提供が天災地変、騒乱、暴動、停電等の不可効力、システムメンテナンスの実施およびシステム故障若しくはその他如何なる理由により中断された場合に、お客様が負担する可能性のある損害、責任、損失（データ若しくは利益の喪失を含みます）を含む一切の責任を負いません。
3. 当社は、お客様が本システムを利用することにより、お客様と SumoLogic または第三者との間で生じた紛争等について、一切の責任を負いません。

#### 第11条（お客様の義務）

お客様は、本システムの利用に伴い、本ユーザのアカウントにおいて生じる全ての事象に関し責任を負うとともに、適用ある全ての法令を遵守することとします。

2. 本システムを利用してお客様が提供または伝送する情報（ログデータ、メトリックスデータや認証情報）は、お客様の責任で提供されるものであり当社はその合法性および内容等について如何なる保証も行いません。また、それに起因する損害についても如何なる責任も負いません。
3. お客様は、本システムへの無断アクセス・使用を防止する合理的な努力を行うこととし、当該事項を発見した場合には速やかに当社に通知することとします。
4. お客様は自己の責において、本システムの使用に必要な設備・機器・インターネット利用環境等を用意することとします。
5. お客様は、本システムの利用に伴い自己の責に帰すべき事由で当社、SumoLogic および SumoLogic のライセンサーに損害を与えた場合、当該損害の賠償を行うこととします。
6. お客様は、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、または自己の責に帰すべき事由で第三者からクレームや請求がなされた場合、お客様の責任と費用をもって処理、解決することとします。



## 第 12 条 (お客様の禁止事項)

お客様は、以下に掲げる事項を行わないこととします。

- ① 本システムを社内業務目的のため以外の自己目的で使用する
- ② 本システムをライセンス、サブライセンス、販売、再販、賃貸、リース、移転、譲渡、頒布、タイムシェアリング、他の商用の利用、または承認された本ユーザ以外の第三者に提供すること。
- ③ スпамを送信し、適用ある法令に反し、反復メールまたは迷惑メールを送信すること。
- ④ 権利侵害的、わいせつ、脅迫的、中傷的、または他に違法若しくは不法な内容を送信または保存すること。これには、子供に悪影響を及ぼすもの及び第三者のプライバシーの権利を侵害するものも含まれます。
- ⑤ ソフトウェアウィルス、ワーム、トロイの木馬、または他の有害なコンピュータコード、ファイル、スクリプト、エージェント若しくはプログラムを含むものを送信または保存すること。
- ⑥ 本システム完全性若しくは性能または本システムに含まれるデータを妨害し、混乱させること。
- ⑦ 本システムまたはそれに関連するシステム若しくはネットワークへの無権限のアクセスを試みること。
- ⑧ 本システムを改変、複製し、または本システムに基づく派生著作物を創作すること。
- ⑨ 本システムをディスアセンブル、リバースエンジニアリングまたはディコンパイルすること。
- ⑩ 以下のような意図をもって本システムにアクセスすること。(A) 競合する製品、サービス作成、(B)同様なアイデア、特徴、機能またはグラフィックを使用する製品・サービスの作成、または(C)本システムのアイデア、特徴、機能又はグラフィックの複製。

## 第 13 条 (損害賠償の制限)

本システムの提供または利用に関連して生じたお客様の損害についての当社が補償する範囲は、当社に帰責事由が存する事項から直接生じた通常の損害に限定されるものとし、逸失利益、間接的損害、特別損害、偶発的損害、懲罰的損害もしくは結果的損害についても、如何なる原因によるものであっても、補償範囲から除くこととします。当社の責任は、いかなる場合であっても、当該事象の発生前 3 か月間に当社がお客様から受領した本システムの利用料金の額を上限とします。本条の制限は、当社に故意または重過失がある場合には適用されません。

## 第 14 条 (本システムの利用料金)

本システムの利用料金 (以下「利用料金」といいます) は、注文書記載の通りとします。

## 第 15 条 (利用料金の支払い)

お客様は注文書記載の支払条件に伴い、当社指定の金融機関に本システムの利用料金を支払うこととします。

2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用はお客様の負担とします。

## 第 16 条 (遅延利息)

お客様が、本システムの利用料金その他本規程に基づく債務を前条の支払い期日を過ぎてもなお履行しない場合、お客様は、前条の支払期日の翌日から支払い日までの日数に、月 1.5%の利率で計算した金額を延滞利息として本システムの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により支払うこととします。



2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用はお客様の負担とします。

#### 第 17 条 (知的財産権)

本システムに関する著作権、商標権（ロゴ等含む）、特許権等の知的財産権（以下、「本件権利」といいます）は、当社、SumoLogic または SumoLogic のライセンサーに帰属します。

2. お客様は、本システムを利用する権利のみを、譲渡不能・サブライセンス不可能、SumoLogic 利用規約および本規程に定める範囲内の使用を条件として、付与されるものです。お客様は SumoLogic 利用規約および本規程に定める範囲を超えて、本件権利を利用（複製、改変、配布等を含む）することはできません。

#### 第 18 条 (情報送信)

お客様は、当社および SumoLogic が当社および SumoLogic の新製品・システムおよび他のマーケティング・コミュニケーションに関する情報を、お客様がそのような資料の受領拒否の選択を当社に通知しない限り、お客様に送付できることに同意することとします。ただし、お客様は、本システムの操作に関するシステムメッセージその他の方法による当社または SumoLogic からの連絡の受領の拒否は出来ないこととします。

#### 第 19 条 (第三受益者)

お客様は、SumoLogic が本規程上の明示的な第三者たる受益者となることを確認し、SumoLogic が本規程上の当社の権利をお客様に対し行使することがあることを了承します。

#### 第 20 条 (権利義務譲渡の禁止)

お客様は、本規程に基づく権利または義務の全部または一部を他に譲渡することはできません。

#### 第 21 条 (反社会的勢力の排除)

お客様および当社は、自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定される暴力団およびその関係団体等（以下「反社会的勢力」といいます）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し若しくは業務の妨害を行いまはは不当要求行為をなさないこと、また自らの主要な出資者または役職者が反社会的勢力の構成員でないことを保証します。

#### 第 22 条 (一時停止)

お客様が第 16 条（利用料金の支払い）に反し利用料金 5 日以上支払い遅滞した場合、第 3 条（商品特記事項）、第 11 条（お客様の義務）、第 12 条（お客様の禁止事項）の規定に違反した場合、SumoLogic 利用規約に違反した場合、当社はお客様に通知の上、本システムの提供を中止することがあります。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には通知を必要としないこととします。

2. 前項に基づき当社が本システムの提供を中止している期間についても、お客様は利用料金の支払いをする義務を免れません。

#### 第 23 条 (契約の中途解約)

第 4 条に基づき本規程が成立した日以降、お客様は理由の如何を問わず、本規程の全部または一部を中途解



約することはできません。

#### 第 24 条 (契約の解除)

下記各号の事由がある場合、当社は、お客様に通知して本規程を解除することができます。ただし、緊急やむを得ない事由がある場合は、当社にかかる通知を要さないこととします。

- ① 登録事項が事実と相違すると当社が独自の裁量で判断する場合
  - ② 利用料金の支払いがなく、かつ当社からお客様に 5 日を指定して是正の催告をしたにも関わらずこれに応じない場合
  - ③ SumoLogic 利用規約または本規程に定める事項に違反した場合
  - ④ 破産・民事再生若しくは会社更生の手続きをなし、または第三者からこれらの申し立てを受けたとき
  - ⑤ 仮差押えまたは強制執行若しくは滞納処分を受けたとき
  - ⑥ 債務超過に至ったとき、または支払不能に陥ったとき、若しくは不渡手形処分を受けたとき、その他の信用不安事由が生じたとき
  - ⑦ 営業停止または営業の取り消し処分を受けたとき
  - ⑧ 当社に重大な損害を与え、または重大な危害を及ぼしたとき
  - ⑨ 合併、会社分割、解散または営業の全部若しくは一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - ⑩ 各号に準ずる重要な事由が発生したとき
2. 前項に伴い本規程の解除が履行された場合、当社はお客様より受領済みの利用料金の返還を行いません。ただし、これをもって当社の損害賠償請求権が妨げられるものではありません。

#### 第 25 条 (契約の更新)

当社は、お客様に対し、お客様に提供している本システムの各提供期間満了日の 40 日前までに当該本システムの更新に関する通知をすることとします。お客様が当該通知を受領後、提供期間満了日の 30 日前までに当社に何らの通知もしない場合、お客様は当該本システムの利用を、1 年間自動更新することに同意したものとみなします。

2. 前項に定める本システムの各提供期間満了日の 30 日前までに、当社がお客様に対し書面で料金改定の通知を行った場合、当社は利用料金の改定を行うことができます。
3. 当社がお客様に対し、書面 (e-mail を含みます) にて特記事項の改定通知を行った場合、当該通知に記載されている日に発効することとします。

#### 第 26 条 (残存条項)

本規程が終了した後も第 7 条第 2 項 (利用 ID およびパスワードの発行)、第 8 条 (機密保持)、第 10 条 (責任制限)、第 11 条 (お客様の義務)、第 12 条 (お客様の禁止事項)、第 13 条 (損害賠償の制限)、第 17 条 (知的財産権)、第 18 条 (情報送信)、第 20 条 (権利義務譲渡の禁止)、第 27 条 (準拠法)、第 28 条 (合意管轄)、第 29 条 (協議解決) および本条の規定はなお有効とします。

#### 第 27 条 (準拠法)

本規程は、効力、解釈および履行を含む全ての事項について、日本国法に準拠します。



sumo logic®

第 28 条（合意管轄）

本規程に関する訴訟については、東京地方裁判所若しくは東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 29 条（協議解決）

お客様および当社は、本規程に定めのない事項または各条項の解釈に疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い協議のうえ解決を図ることとします。

以 上

2019 年 3 月 1 日

ペンティオ株式会社